## 第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 12問 3時間 無線工学 24問 3時間

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入(マーク)すること。

[1]	次の記述は、無線局の免許後の変更手続等について述べたものである。電波法(第17条及び第18条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。					
	① 免許人は、無線局の目的、 A 若しくは無線設備の設置場所の変更をし、又は B をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない(注)。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りてない。					
	2 O	注 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする無線 ①により無線設備の設置場所の変更又は B ご結果が①の許可の内容に適合していると認めら で定める場合は、この限りでない。	、 大臣の検査を受け、当該変更又は工事			
		A	В	С		
	1	通信の相手方、通信事項	周波数、電波の型式若しくは 空中線電力の変更	当該無線局の無線設備		
	2	無線局の種別、通信の相手方、通信事項	無線設備の変更の工事	当該無線局の無線設備		
	3	無線局の種別、通信の相手方、通信事項	周波数、電波の型式若しくは 空中線電力の変更	許可に係る無線設備		
	4	通信の相手方、通信事項	無線設備の変更の工事	許可に係る無線設備		

- [2] 次に掲げる事項のうち、総務大臣が固定局の免許の申請書を受理したときに審査しなければならない事項に該当しないものはどれか。電波法(第7条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。
  - 1 総務省令で定める無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準に合致すること。
  - 2 周波数の割当てが可能であること。
  - 3 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
  - 4 工事設計が電波法第3章 (無線設備) に定める技術基準に適合すること。
- [3] 次に掲げる事項のうち、送信空中線の型式及び構成が適合しなければならない条件に該当しないものはどれか。無線設備規則(第20条)の規定に照らし、下の $\mathbf{1}$ から $\mathbf{4}$ までのうちから一つ選べ。
  - 1 発射可能な電波の周波数帯域がなるべく広いものであること。
  - 2 整合が十分であること。
  - 3 満足な指向特性が得られること。
  - 4 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。

[4]	次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則(第25条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内に は、同じ字句が入るものとする。					
	電圧 のて (1)	E750ボルトを超え でなければならない。 B に満たない	える電気をいう ただし、次の 高さの部分が、	。)を通ずるものは、 (1)及び(2)に掲げる場 人体に容易に触れない		は直流の 以上のも り場合
		A	В	С		
	1	300ボルト	3メートル	取扱者		
	2	350ボルト	3メートル	無線従事者		
	3	300ボルト	2. 5メート/	レ無線従事者		
	4	350ボルト	2.5メートル	レ 取扱者		
[5]	空中線電力等の定義について述べた次の記述のうち、電波法施行規則(第2条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の $1$ から $4$ までのうちから一つ選べ。					
		「平均電力」とは、通常の動作中の送信機から空中線系の給電線に供給される電力であって、変調において用いられる 最低周波数の周期に比較して十分長い時間(通常、平均の電力が最大である約10分の1秒間)にわたって平均されたも のをいう。				
	2	2 「実効輻射電力」とは、空中線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の相対利得を乗じたものをいう。				
	3 「契頭電力」とは、通常の動作状態において、変調包絡線の最高契頭における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。					
	<b>4</b> 最			状態における無線周波 義は、パルス変調の発	変数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給 を射には適用しない。	合される
[6]	次の記述は、無線局(登録局を除く。)に選任された主任無線従事者の職務について述べたものである。電波法(第39条)及び電波法施行規則(第34条の5)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。					
	① 電波法第39条 (無線設備の操作)第4項の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者は、 A に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。					
	(1	② ①の総務省令で定める職務は、次の(1)から(5)までに掲げるとおりとする。 (1) 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する B の計画を立案し、実施すること。 (2) 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。 (3) 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること(記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。)。				
(4) 主任無線従事者の職務を遂行するために <b>C</b> に関し免許人に対して意見を述べること。 (5) その他無線局の <b>A</b> に関し必要と認められる事項						
		A	В		С	
	1	無線設備の管理	訓練	(実習を含む。)	必要な無線従事者の配置	
	2	無線設備の管理	講習		必要な事項	
	3	無線設備の操作の監	當 講習		必要な無線従事者の配置	
	4	無線設備の操作の監	哲 訓練	(実習を含む。)	必要な事項	

[7]		次の記述は、非常通信につな字句の組合せを下の1か		る。電波法(第52条)の規定に照ら 一つ選べ。	し、 内に入れるべき最も適	
	非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 <b>A</b> を <b>B</b> に人命の救助、災害の救援、 <b>C</b> の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。					
		A	В		С	
	1	有線通信	利用することができ	ないとき	電力の供給	
	2	電気通信業務の通信	利用することができ 著しく困難であると	ないか又はこれを利用することが : き	電力の供給	
	3	電気通信業務の通信	利用することができ	ないとき	交通通信	
	4	有線通信	利用することができ 著しく困難であると	ないか又はこれを利用することが : き	交通通信	
	のうちから一つ選べ。  1 人命の救助に関し急を要する通信(他の電気通信系統によっては、当該通信の目的を達することが困難である場合に限る。)  2 電波の規正に関する通信					
	3	免許人以外の者のために	行う通信であって <i>-</i>	自を悪するもの		
	4	無線機器の試験又は調整				
[9] 次の記述は、総務大臣が行う無線局(登録局を除く。)に対する周波数等の変更命令について述べたものである。電波法(第71条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。 総務大臣は、 A 必要があるときは、無線局の B に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の C の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。						
		A	В	С		
	1	電波の規整その他公益上	目的の遂行	周波数若しくは空中線電力		
	2	混信の除去その他特に	目的の遂行	電波の型式若しくは周波数		
	3	電波の規整その他公益上	運用	電波の型式若しくは周波数		
	4	混信の除去その他特に	運用	周波数若しくは空中線電力		
[10] 次に掲げる処分のうち、無線局(登録局を除く。)の免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに総務大臣から受けることがある処分に該当しないものはどれか。電波法(第76条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。						
	1	期間を定めて行う運用許	容時間の制限			
	2	期間を定めて行う周波数の				
	3 期間を定めて行う空中線電力の制限					

4 期間を定めて行う電波の型式の制限

[11]	世	欠の記述は、無線局(登録局を除く。)の免	許人の総務大臣への報告等について述べたものである。	電波法(第80条及
	び第	<b>第81条)の規定に照らし、</b> 内に入	れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までの	うちから一つ選べ。
	1	無線局の免許人は、次の(1)及び(2)に掲げ	ずる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に幸	服告しなければならな
		`。 1) <b>A</b> 。 (2) <b>B</b> 。		
	2	総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他 こ関し報告を求めることができる。	1 C を確保するため必要があると認めるときは、5	色許人に対し、無線局
		A	В	С
	1	遭難通信、緊急通信、安全通信又は 非常通信を行ったとき	電波法第74条(非常の場合の無線通信)第1項 に規定する通信の訓練のための通信を行ったとき	電波の能率的な利用
	2	遭難通信、緊急通信、安全通信又は 非常通信を行ったとき	電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して 運用した無線局を認めたとき	無線局の適正な運用
	3	無線設備の機器の試験又は調整を 行うために無線局を運用したとき	電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して 運用した無線局を認めたとき	電波の能率的な利用
	4	無線設備の機器の試験又は調整を	電波法第74条(非常の場合の無線通信)第1項	無線局の適正な運用

[12] 無線局(包括免許に係るものを除く。)の免許状に関する次の記述のうち、電波法(第21条及び第24条)及び無線局免許手続規則(第23条)の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

に規定する通信の訓練のための通信を行ったとき

行うために無線局を運用したとき

- 1 免許人は、免許状を破損し、失った等のために免許状の再交付を受けたときは、速やかに旧免許状を廃棄し、その旨を 総務大臣に報告しなければならない。
- 2 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、速やかに免許状を訂正し、総務大臣にその旨を報告しなければならない。
- **3** 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告しなければならない。
- 4 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。